



選挙特集号

# いび がわ

## 揖斐川町長選挙 揖斐川町議会議員選挙

投票日

2月22日(日)  
午前7時～午後8時

期日前投票

2月18日(水)～2月21日(土)  
午前8時30分～午後8時

町政に わたしの願い この一票  
あなたの一票大切に!

揖斐川町選挙管理委員会

# 有権者

### 1 政治家の寄附禁止

政治家(候補者、候補者となる者とする者及び現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の\*補償は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
  - ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- (①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。)

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

\*政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。



### 2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求を求めると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

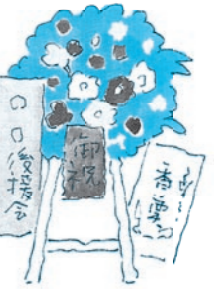


## 政治家の寄附は禁止。有権者の寄附要求も禁止。

### 3 後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

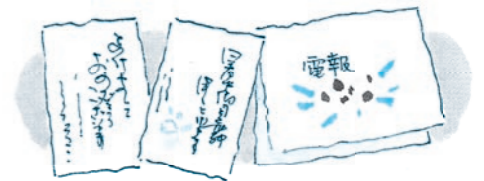
後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかなるかを問わず、処罰されます。



### 4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます。)を出すことは禁止されています。



### 5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、有料のあいさつ状広告を出すと処罰されます。

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告(いわゆる名刺広告など)を出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。



### 6 公民権の停止

1、2、3及び5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

**揖斐川町長選挙および揖斐川町議会議員選挙は、2月17日(火)に告示され、2月22日(日)が投票日です。**  
**選挙は、私たちの暮らしにおける願いを政治に反映させる大事な機会です。町民として、町政を託すことができる人を選ぶ最も身近で大切な選挙です。**  
**棄権することのないよう、皆さんそろって投票しましょう！**

- ◎選挙区**
- ※揖斐川町長選挙
    - ・揖斐川町選挙区(定数1人)
  - ※揖斐川町議会議員選挙
    - ・揖斐川選挙区(定数9人)
    - ・谷汲選挙区(定数3人)
    - ・春日選挙区(定数2人)
    - ・久瀬選挙区(定数2人)
    - ・藤橋選挙区(定数1人)
    - ・坂内選挙区(定数1人)

**◎立候補の届出**  
 (日時)  
 平成21年2月17日(火)  
 午前8時30分～午後5時

- 〔場所〕**
- ※揖斐川町長選挙
    - ・揖斐川町役場3階集会室
  - ※揖斐川町議会議員選挙
    - ・揖斐川選挙区
      - ・揖斐川町役場3階集会室
      - ・谷汲選挙区
        - ・谷汲文化会館大会議室

- ・春日選挙区
  - ・春日振興事務所5階大ホール
- ・久瀬選挙区
  - ・久瀬振興事務所2階大会議室
- ・藤橋選挙区
  - ・藤橋公民館2階大会議室
- ・坂内選挙区
  - ・坂内振興事務所3階集会場

**◎投票用紙は…**

区分	投票用紙	地色	文字色
揖斐川町長選挙	白色	黒	
揖斐川町議会議員選挙	水色	黒	

**◎投票ができる人は…**  
 今回の選挙で投票できる人は、平成元年2月23日以前(含む)に生まれた人で、平成20年11月16日までに揖斐川町に転入届がなされ引き続き揖斐川町に居住している人です。

**◎代理投票**

身体の障がいや文盲などにより、自ら候補者名を記載できない場合は、投票所で申し出ていただければ、代理投票ができます。もちろん投票の秘密は堅く守られますから安心して申し出てください。

**◎期日前投票**

2月22日(日)の投票日に、何らかの用務(仕事、冠婚葬祭、旅行など)で投票所へ行けない場合は、期日前投票ができます。なお、投票日には20歳を迎えるが投票日前において19歳である人については、期日前投票をすることはできませんが、不在者投票をすることができます。

期日前投票の期間および場所は次のとおりです。

- ◇期間
  - 2月18日(水)～2月21日(土)まで
  - 午前8時30分～午後8時まで
- ◇場所
  - 【揖斐川地区にお住まいの方】
    - ①揖斐川町役場(期日前投票所)
    - 【谷汲地区にお住まいの方】
      - ②谷汲振興事務所(期日前投票所)
      - 【春日地区にお住まいの方】
        - ③春日振興事務所(期日前投票所)
        - 【久瀬地区にお住まいの方】
          - ④久瀬振興事務所(期日前投票所)

なお、この選挙では、投票の当日以前に揖斐川町外へ転出した人は投票できません。詳しくは、役場内町選挙管理委員会事務局までお尋ねください。

**◎あなたの投票所は…**

各投票所は次の場所に設けられます。投票時間は午前7時から午後8時までですので、お早めにお出かけください。

投票区	投票所の場所
北方	北方小学校体育館
大和	大和小学校体育館
揖斐	揖斐小学校体育館
清水	清水公民館
経永	経永公民館
小島	小島小学校体育館
谷汲第一	谷汲振興事務所
谷汲第二	谷汲保育園
長瀬第一	岐礼多目的集会施設
長瀬第二	谷汲文化会館東部分館
長瀬第三	下長瀬地区活性化支援センター
横蔵	谷汲高齢者ふれあいセンター
六合	下ヶ流多目的集会施設
上ヶ流	上ヶ流多目的集会施設
中央	春日小学校
古屋	古屋多目的集会施設
美東	春日高齢者コミュニティセンター

**◎不在者投票**

病院、老人ホーム、老人保健施設などに入院、入所中の人は、その施設が県選挙管理委員会の指定した施設であれば、その施設で不在者投票ができます。あらかじめ施設へ申し出てください。

※期日前投票には、投票所入場券を持参のうえ、お出かけください。

**◎郵便等による不在者投票**

身体に重度の障がいのある人は、自宅で投票できる「郵便等による不在者投票」の制度があります。あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。

投票用紙を請求される場合は、「投票用紙交付請求書」に「郵便等投票証明書」を添え、平成21年2月18日(水)までに町選挙管理委員会へ請求してください。

また、公職選挙法の改正によりこの郵便等による不在者投票について、対象者が拡大され、「代理記載制度」も創設されました。

詳しくは、役場内町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

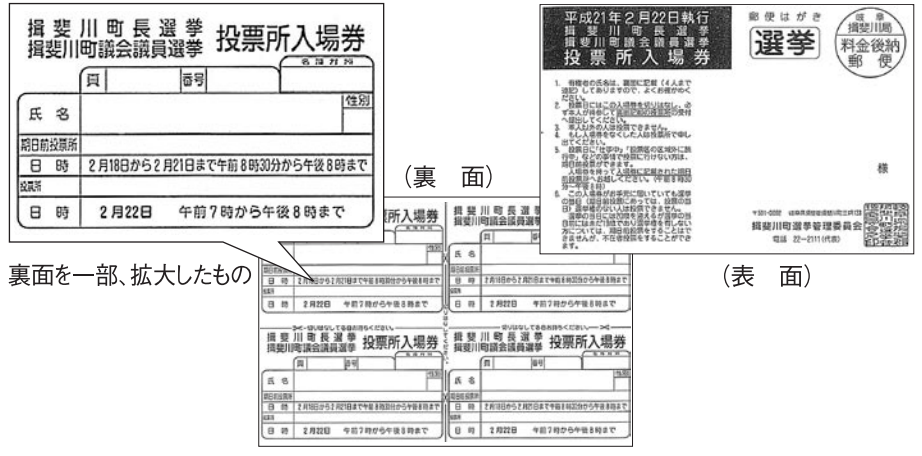
**◎開票**

開票は即日開票で、2月22日(日)午後9時より次の開票所でそれぞれ行います。

※揖斐川町長選挙 揖斐川町議会議員選挙

- 〔開票所〕
  - ・揖斐川開票区
    - ・中央公民館大ホール
  - ・谷汲開票区
    - ・谷汲文化会館大会議室
  - ・春日開票区
    - ・春日振興事務所5階大ホール
  - ・久瀬開票区
    - ・久瀬振興事務所2階大会議室
  - ・藤橋開票区
    - ・藤橋公民館2階大会議室
  - ・坂内開票区
    - ・坂内振興事務所3階集会場

※選挙についてのお問い合わせは、揖斐川町役場総務課内・町選挙管理委員会事務局(T E L 2 2・2 1 1 1、内線503)または、各振興事務所地域振興課(谷汲振興事務所は振興課)までお願いします。



裏面を一部、拡大したもの

もし、入場券が届かない場合は、役場内町選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

なお、入場券を紛失された場合は、その旨を投票所で係員に申し出ていただければ入場できます。

また、入場券がお手元に届いても、投票の当日に選挙権の無い人は(転出など)投票できません。